

長崎県介護・障害福祉サービス施設等物価高騰緊急支援金（食材料費）支給要領

第1 趣旨

物価高騰による食材料費の値上がり等の影響を受けている県内の介護施設及び障害福祉サービス施設等に対して、予算の定めるところにより、長崎県介護・障害福祉サービス施設等物価高騰支援金（食材料費）（以下、「支援金」という。）を支給することで、物価高騰時においてサービスを提供している施設等の負担軽減を図り、利用者への食事提供に影響を生じさせないようにするとともにサービスの継続的な提供を促進する。

第2 支給の対象

1. 支給対象者

申請日時時点で別表に掲げる種別の施設等を運営し、支援金受領後も事業を継続する意思を有する社会福祉法人等（以下、「事業者」という。）で、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

2. 支給対象施設等

次の（1）及び（2）の要件を満たすこと。

（1）申請時点で別表に掲げるサービス種別の施設等の指定、許可を受けており、かつ、廃止または休止をしていないこと。

（2）令和 5 年度中に廃止または休止の予定がないこと。

第3 支援金の支給額等

支援金の支給額は、別表のとおりとする。

第4 支援金の申請・請求

支援金の支給を受けようとする事業者は、原則として、長崎県電子申請システムにより、次の書類を提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により長崎県電子申請システムの利用ができない場合は、長寿社会課または障害福祉課へ郵送により提出することができる。

（1）長崎県介護・障害福祉サービス施設等物価高騰緊急支援金（食材料費）申請書兼請求書（様式第1号）

（2）申請者の振込先口座情報がわかる通帳の写し等

（3）その他知事が必要と認める書類

第5 支援金の審査・支払

県は、第4の規定により提出された申請書類の審査を行い、支援金を支給すべきと認めたもの

について、支給の決定を行い、事業者が指定する預金口座に支援金を振り込むものとする。

第6 調査への協力

県は、支援金の支給に関し、必要な調査等を行うことができるものとし、支給を受けようとし、又は支給を受けた事業者等は調査に協力しなければならない。

第7 支援金の返還

支援金の支給を受けた事業者が、第2の1及び2の要件を満たさないことが判明した場合には、事業者は、県に支援金を返還しなければならない。

第8 その他

支援金の支給を受ける権利は、譲渡又は担保に供してはならない。

附則

この要領は、令和5年12月21日から施行する。

別表

種別	区分	サービス種別	給付額
介護サービス施設・事業所等	入所系	介護医療院	6,500円/人(定員)
		介護療養型医療施設 ※2	
		介護老人福祉施設	
		介護老人保健施設	
		短期入所生活介護(空床型を除く)	
		短期入所療養介護(空床型を除く)	
		特定施設入居者生活介護	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
		認知症対応型共同生活介護	
		養護老人ホーム	
		軽費老人ホーム	
	通所系	通所介護	2,200円/人(定員) ※3
		通所リハビリテーション	
		地域密着型通所介護	
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)			
障害福祉サービス施設・事業所等	入所系	障害者支援施設	6,500円/人(定員)
		共同生活援助	
		短期入所(空床型を除く)	
		宿泊型自立訓練	
		福祉型障害児入所施設	
		医療型障害児入所施設 ※4	
	※5 通所系	生活介護	2,200円/人(定員)
		自立訓練(生活訓練)	
		就労移行支援	
		就労継続支援(A型)	
		就労継続支援(B型)	
児童発達支援センター			

※1 申請日時点で、対象サービスの指定を受けており、廃止又は休止していないこと。

※2 県医療政策課が給付する医療機関等への支援金の支給を受ける定員数(介護指定病床数)については、支給対象外とする(重複しての給付は不可)。

※3 小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)については、通いサービスの利用定員数を定員数とする。

※4 (独)国立病院機構又は県が設置した施設は対象外。また、県医療政策課が給付する医療機関等への支援金の支給を受ける施設等は、支給対象外とする(重複しての給付は不可)。

※5 申請日時点で、食事提供体制加算が算定可能な事業所として指定権者に届出がされている事業所であると県障害福祉課が確認できる事業所を対象とする。

※6 多機能型事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援のうち、2つ以上のサービスを一体的に行うこと)については、1つの事業所として支給する。